

逗子市生ごみ処理容器等購入費助成金交付要綱(平成8年逗子市要綱)新旧対照表

現行	改正後（案）
逗子市生ごみ処理容器等購入費助成金交付要綱 平成8年4月1日 逗子市要綱 （趣旨） 第1条 この要綱は、逗子市の補助金の交付要望及び予算の執行に関する規則(平成3年逗子市規則第16号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、容器等を購入する者に対し、予算の範囲内において生ごみ処理容器等購入費助成金(以下「助成金」という。)を交付することについて必要な事項を定めるものとする。 （用語の意義） 第2条 この要綱において「容器等」とは、本市がごみの減量化施策の一環として推奨する一般家庭から発生した生ごみを減量化又は資源化させるものであって、転売されたものでないものをいう。 （対象者） 第3条 助成金の交付を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、市内に住所を有し、かつ、当該居住する場所で容器等を使用するものとして市長が適当と認めたものとする。 （助成金の額等） 第4条 助成金の額は、容器等の購入に要した費用の5分の4の額とし、	逗子市生ごみ処理容器等購入費助成金交付要綱 平成8年4月1日 逗子市要綱 （趣旨） 第1条 （略） （用語の意義） 第2条 （略） （対象者） 第3条 （略） （助成金の額等） 第4条 （略）

3万円を上限とする。この場合において、市長が特に必要があると認めたときは、容器等と一括して購入した微生物等の購入に係る金額を含めて助成金の額とすることができるものとする。

2 前項の規定により算出した助成金の額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

3 助成対象となる容器等は、1世帯当たり1個とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(追加)

(助成金の交付)

第5条 助成金は、対象者からの申請に基づき記載事項を審査のうえ交付する。

2 助成金の交付は、1年度につき1回とする。 _____

(提出書類の省略)

第6条 助成金の交付要望、交付申請に係る添付書類及び事業実績報告書については、規則第3条本文、規則第7条本文(第3号に掲げる書類を除く。)及び規則第12条本文の規定にかかわらず、提出を要しないものとする。

(申請期間)

第5条 助成金の交付申請の期間は、容器等を購入した日の翌日から起算して1年以内とする。

(助成金の交付)

第6条 (略)

2 助成金の交付は、1年度につき1回とする。ただし、電力を使用して処理する容器等に係る助成金の交付を受けた世帯については、当該助成金の交付決定を受けた年度の翌年度から起算して5年を経過しなければ再び助成金の交付を受けることができない。

(提出書類の省略)

第7条 (略)

(市に対する協力) 第7条 第5条の規定により助成金の交付を受けた者は、市が行うごみの減量化施策に協力するものとする。 (委任) 第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。 附 則 (施行期日) 1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。 (要綱の廃止) 2 逗子市家庭用コンポスト貸与要綱(平成3年4月1日施行)は、廃止する。 (経過措置) 3 廃止前の逗子市家庭用コンポスト貸与要綱の規定により、既に貸与された家庭用コンポストについては、この要綱の施行後は、譲渡されたものとみなす。 (助成金の額の特例) 4 第4条第1項本文の規定にかかわらず、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に購入した容器等に係る助成金の額は、当該容器等の購入に要した費用の5分の4の額とし、3万円を上限とする。	(市に対する協力) 第8条 第6条の規定により助成金の交付を受けた者は、市が行うごみの減量化施策に協力するものとする。 (委任) 第9条 (略) 附 則 (施行期日) 1 (略) (要綱の廃止) 2 (略) (経過措置) 3 (略) (助成金の額の特例) 4 (略)
---	---